

支援者・
関係者の皆さま
向け

仙台市権利擁護センター

まもりーぶ仙台 のご案内

どのような支援を
してるの？

費用は？

利用するための
手続きは？

できないことも
あるんだって？

どのような人が
利用できる？

本人の状態や
気持ちが変わったら
どうなる？



まもりーぶ仙台では、仙台市内において、認知症や知的障がい、精神障がいをお持ちで判断能力が不十分な方を対象とし、その方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用に関する相談や助言、それに伴う日常的な範囲の金銭管理などの支援を、ご本人との「契約」に基づいて実施しています（＝日常生活自立支援事業）。

- 「まもりーぶ」は、「まもる」と「ビリーブ（しんじる）」を合わせた造語で、宮城県内共通の事業愛称です。
- 仙台市権利擁護センター（以下、「まもりーぶ仙台」）は、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下、「仙台市社協」）が実施主体となり運営しています。

このパンフレットには、まもりーぶ仙台をご利用いただく際、支援者や関係者、ご家族などの方々に知っていただきたいポイントを記載しています。本事業のご利用をおすすめしたい方が身近におられる場合は、是非ご覧ください。



ご利用いただくにあたって

どのような人が
利用できるの？



- ご本人との契約締結が必要となるため、ご本人に**契約締結能力があること**(判断能力低下の状態が比較的軽度な方。ただし、判断能力低下が全くない方は対象外。)と、ご本人に**利用意思があること**が必須です。
- 右記の「ご利用手続き」で、**契約締結能力**と**利用意思**を慎重に確認します(「ガイドライン調査」)。その後、ご本人が抱えているニーズの調査を行い、ニーズが本事業の支援範囲で、対応可能かも確認します(「収支確認・生活状況調査」)。
- 介護認定や療育手帳等の有無は問いません。
- 最終的に、ご利用の可否や支援計画は審査で決定します(「判定会議」等)。

周囲はすごく
心配しているのに、
本人は
利用したがない…

- 特に金銭管理サービス(日常的な金銭管理支援)のご利用にあたっては、ご本人が不安や喪失感などから葛藤し、利用意思を固めるまでに時間がかかったり、拒否する場合があります。そのようなご本人の気持ちに、周囲の方々が寄り添い、お声がけなどのサポートを続けていただくことで、不安などが軽減され、ご利用につながるケースもあります。



どのような支援を
しているの？



- ご本人の意思やニーズに基づき、**利用援助サービス**や**金銭管理サービス**、**あずかりサービス**※を、各区権利擁護センターにて実施しています。

利用援助サービス：福祉サービス利用に係る相談助言や情報提供、郵便物確認や簡易手続き(但し、公的機関や医療福祉関係、公共料金支払いに関するもの)

金銭管理サービス：家賃や生活費、公共料金等の払い戻しや支払い等の日常的な金銭管理の支援

あずかりサービス：通帳や証書などを預かり、本事業で契約している金融機関の貸金庫に保管

- 個別の支援内容は、専門員がご本人と共に、上記サービスを組み合わせ、支援計画として定めることとなります。支援計画は、定期的に見直します。支援は専門員が調整し、生活支援員がご本人の自宅等を訪問し実施します。支援の頻度は月1～2回程度が目安です。

※それぞれ「サービス」と称していますが、実質的に本事業は、判断能力が不十分な方々に対する公的な権利擁護の「支援」(＝日常生活自立支援事業)です。



まもりーぶ仙台では、ご本人との契約に基づき、ご本人の日常生活を支援しています。

よって、ご本人の意思に反した事や、ご本人の意思を確認できない事への支援はできません。その他、依頼を受けても対応できない事もありますので、ご理解ください。

〔まもりーぶ仙台で対応できない事主な例〕

お金の使い方(浪費の抑制や改善、
過度の依存対応含む)や生活の指導

生活保護受給者に対しては、生活保護CWが、ご本人の生活の維持及び向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができます(生活保護法第二十七条)。

重要な法律行為や資産運用を伴う支援など
(不動産に係る手続き、債務整理、入院入所契約、
有価証券や遺言書、骨董品等の管理・保存 など)

成年後見制度のご利用を検討いただく場合があります。

病状が重い又は安定しない、
暴力性があるケースなどへの支援

契約前：先に入院・入所などを検討していただく場合があります。

契約後：まもりーぶ仙台の利用を一時中断し、入院・入所を検討いただく場合があります。また、判断能力低下が著しい場合、成年後見制度のご利用を検討いただく場合があります。

ご利用手続きについて

Step

1



まずはお電話ください

ご本人の生活状況や生活課題について伺います

Tel.
022-217-1610

- 新規のご相談はまもり一歩仙台の本部にて一括対応しています。
- ご本人だけでなく支援者やご家族の方からもお受けしています。
- 待機状況により、次のStep2までしばらくお待ちいただく場合があります。

Step

2



ご本人に、まもり一歩仙台の事業内容を説明し、利用意思を確認します

事業説明

利用申込

- お受けしたご相談の内、ご利用の対象となる可能性のある方へ、事業説明(本事業の支援内容をご本人に対し丁寧に説明します)を行います。
- 事業説明の際は、主たる支援者の方(例、生活保護受給者の場合、担当ケースワーカーなど)にも同席をいただきます。
- 事業説明により、ご本人の利用意思が確認できたら、利用申込書をご本人自筆でいただきます。

Step

3



利用申込をいただき、ご本人の契約締結能力等の調査を行います

ガイドライン調査

収支確認・生活状況調査

支援計画(案)の作成

関係機関への照会

- **ガイドライン調査**
所定の質問項目に基づいたやりとりを通じ、ご本人の契約締結能力や利用意思等を確認します。最低でも1週間の間隔を空けて2回実施します。
- **収支確認・生活状況調査**
ガイドライン調査と並行して、ご本人の生活状況や収支状況を確認し、抱えているニーズを調査します。債務整理が必要な借金が明らかになった場合、それらの対応を優先していただく場合もあります。
- **支援計画(案)の作成**
ニーズに対応した支援計画(案)をご本人と共に作成します。
- **関係機関への照会**
支援計画(案)の適否や支援上の留意点等を、主たる支援者の方へ照会し文書で助言いただきます。

Step

4



調査が終了しましたら、契約の可否や支援方針の是非について審査します

判定会議

契約締結審査会

- **判定会議**
通常の審査は、まもり一歩仙台の各区権利擁護センターで開催する判定会議で行い、契約の可否等を決定します。
- **契約締結審査会**
判定会議による審査で疑義が生じた場合は、法律・医療・福祉等の専門家で構成される契約締結審査会に諮ります。

Step

5



審査承認後、契約諸手続きを行い、支援を開始します

契約締結

代理人手続き等

- **金銭管理サービスをご利用の方は、金融機関(通帳を作った銀行等)との代理人手続きも行います。その後、その通帳をまもり一歩仙台が預かり、管理します。**
- **利用申込の後、契約諸手続きを終えて支援開始までに、2~6ヶ月程かかります(ケース事情により差があります)。**

支援開始

～各区権利擁護センターにて実施～

こんな時はご相談ください

まもり一歩を利用し始めたけど、本人がやっぱりやめたいと話している

まもり一歩仙台は、ご本人の意思に基づく支援が大前提ですので、周囲の方がご本人のことを思い、まもり一歩仙台の利用を継続させたいと考えても、ご本人が解約の意思を固めれば、そうせざるを得ません。

このようなことを踏まえ、まもり一歩仙台では、支援者やご家族など周囲の方々とチームによる支援を推進しています。何か支援上の課題があれば、ご本人とご本人の周囲の方々と集まり、よりよい解決方法はないか、皆で話し合います。その結果、ご本人の利用意思が継続することもあれば、その逆に一旦解約せざるをえないこともあります。どちらにしても、ご本人の地域生活を維持するためには、支援者やご家族など周囲の方々と関わりの継続が欠かせません。



本人がまもり一歩仙台の支援内容に疑問を感じている

まもり一歩仙台では、ご本人と共に支援計画を作成し、それに基づいた支援を実施しています。もし、まもり一歩仙台の支援内容に疑問等を感じて、意見や苦情がある場合は、まもり一歩仙台の苦情受付担当者はもちろん、第三者として、宮城県社会福祉協議会に設置している「福祉サービス利用に関する運営適正化委員会」や「福祉サービスの苦情に関する第三者委員」に申し出ることができます。



生活保護を受給していたが、廃止になった。利用料はどうなるの？

生活保護受給中の世帯の方は、申請により利用料は全額免除となります。生活保護が廃止となった場合には、利用料が発生しますのでご注意ください。ただし、市民税非課税世帯の方は、所定の書類を提出することにより利用料の一部が半額免除になります。詳しくは専門員までお問い合わせください。



新規のご相談・ご利用手続中の方に関するお問い合わせ先

仙台市権利擁護センター

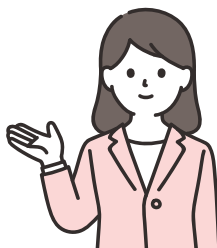
まもり一歩仙台

〒980-0022 仙台市青葉区五橋2丁目12番2号 仙台市福祉プラザ7階
(社会福祉法人仙台市社会福祉協議会内)

Tel. 022-217-1610

Fax. 022-213-6457

相談時間/月～金曜日 9:30～16:00
(祝日、12/29～1/3 は休館日)



既にご利用中の方の支援内容等に関するお問い合わせ先

青葉区権利擁護センター

022-265-5260

宮城野区権利擁護センター

022-256-3650

若林区権利擁護センター

022-282-7971

太白区権利擁護センター

022-248-8188

泉区権利擁護センター

022-372-1581

※相談時間等は仙台市権利擁護センターと同じです。

